

新試験のスケジュール及び 研修・講習等に対する支援について

令和 4 年 9 月

一般社団法人 建設技能人材機構 (JAC)

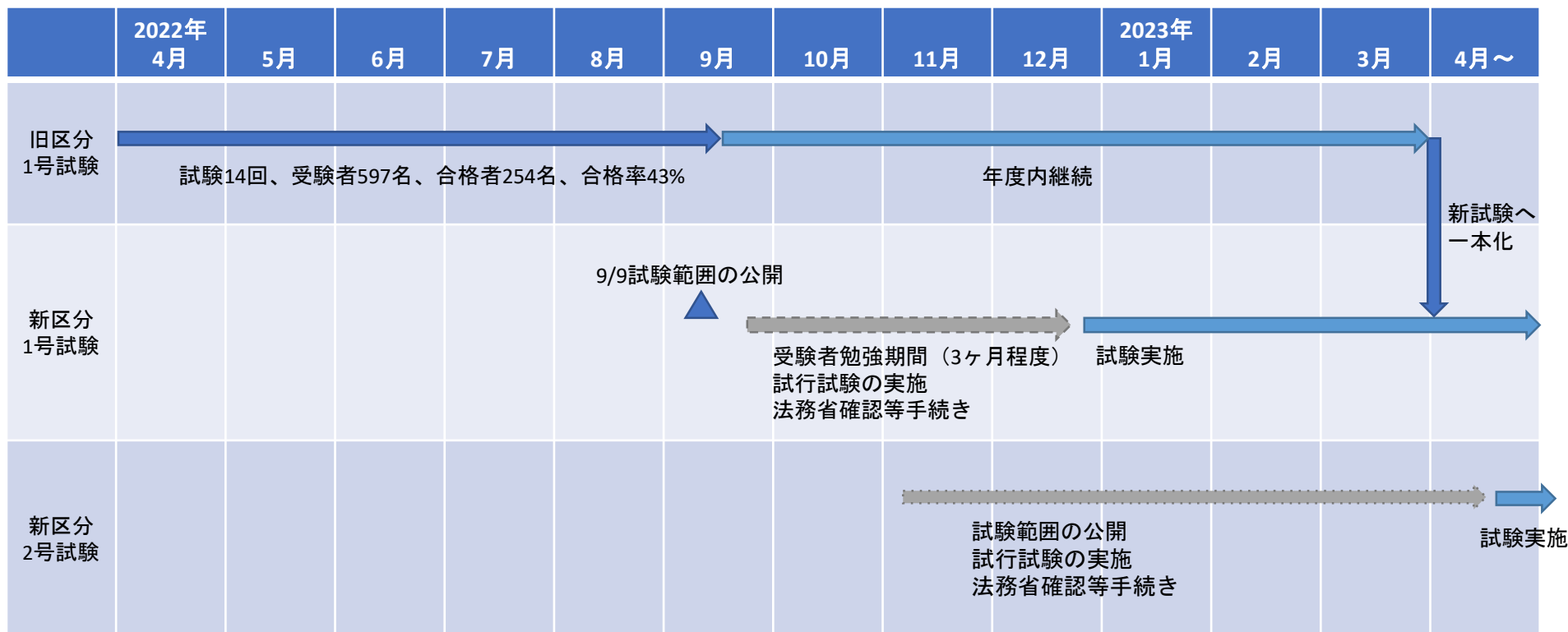
新試験の実施スケジュールについて

旧区分の1号試験の現時点までの実施状況は、試験14回、受験者597名、合格者254名、合格率43%となっている。同試験は今年度末まで実施を継続する。

新区分の1号試験については、9/9に試験範囲（テキスト）、サンプル問題を公開したところ。今後、法務省の確認等を経て、年内に1号試験を実施する予定。実施頻度は週1回程度としていく予定。

新区分の2号試験については、今後、試験範囲（テキスト）、試験問題の検討を進め、1号試験と同様の手続きを経て、2023年度当初までには実施予定。

なお、2号を希望する人材を有する受入機関は、2号資格認定に必要な業務経験を計画的に積ませる他、幅広くなった業務範囲に合わせた知識を1号試験範囲等を参考に学習させる等、教育を進めて頂きたい。



業務区分再編後のJAC及び正会員団体の役割分担

実施者	再編前	再編後	スケジュール
J A C	試験の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・テキストの<u>確認</u> ・試験問題の<u>確認</u> ・試験の実施 等 	試験の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・テキストの<u>作成</u> ・試験問題の<u>作成</u> ・試験の実施 等 	P. 2 参照
	基本的教育訓練の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・教育機関にて日本語教育、講習・訓練の実施 	基本的教育訓練の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・教育機関にて日本語教育、講習・訓練の実施 講習・訓練等の支援事業の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・<u>正会員団体が実施する講習・訓練等への支援</u> 	<u>・講習・訓練等への支援の受付は、10月中旬開始予定</u>
正会員団体	試験の実施に対する協力 <ul style="list-style-type: none"> ・テキストの<u>作成</u> ・試験問題の<u>作成</u> ・実技試験の採点者の派遣 ・試験委員会参加 等 	試験の実施に対する協力 <ul style="list-style-type: none"> ・テキストの<u>作成協力</u> ・試験問題の<u>作成協力</u> ・試験委員会参加 等 講習・訓練等 <u>必要に応じて、JACの支援を受けて講習・訓練等を実施</u>	<u>・講習・訓練等の事業計画については、事業実施2か月前までにJACに提出</u>

業務区分再編後における研修・講習等に対する支援事業（案）

	事業内容	支援内容
1. 就労を希望する外国人への研修等に対する支援事業 (試験合格者を含む)	<p>正会員団体が以下の①～③のいずれかの事業を実施する場合</p> <p>① 研修・講習 就労を希望する外国人に対する技能に関する研修・講習</p> <p>② 採用活動 就労を希望する者に対する各職種の周知活動や個別面接等を実施</p> <p>③ ①及び②を一体的に実施</p> <p>(※正会員団体はJAC賛助会員に対しても参加を募る)</p>	<p>正会員団体ごとに最大400万円/年を全額負担 更に超過額の最大3/4を負担（JACと要協議）</p>
2. スキルアップ技能研修に対する支援事業	<p>就職している特定技能外国人に対して、正会員団体が技能・技術等の向上を目指してスキルアップ技能研修（2級技能検定相当）を実施する場合</p> <p>(※国内で実施するものに限る) (※正会員団体はJAC賛助会員に対しても参加を募る)</p>	<p>正会員団体ごとに最大150万円/年を全額負担 更に超過額の最大3/4を負担（JACと要協議）</p>
3. 特別教育・技能講習等による資格取得に対する支援事業	<p>就職している特定技能外国人に対して、正会員団体の会員又はJAC賛助会員が特別教育・技能講習等を受講させ資格を取得させた場合</p> <p>(※国内で実施するものに限る) (※厚生労働省の建設労働者技能実習コースを受講し、中小企業建設事業主として経費助成を受けた場合に限る)</p>	<p>正会員団体ごとに最大150万円/年を全額負担 更に超過額の最大3/4を負担（JACと要協議）</p> <p>賛助会員については、 一人最大25,000円、対象人数最大1,000人</p>

- ※ JACによる実施経費の負担は、年度末精算払いを原則とする。
- ※ 事業計画を事業実施2ヶ月前までにJACに提出し、承認を得ること。

(参考1) スキルアップ技能研修の例

建設機械運転 スキルアップ	概要： 建設機械について、構造、機能、メンテナンス、運 転操作、施工法及び安全作業法を教育訓練し、必 な技能を修得させる。 人員：10名
安全衛生	<ul style="list-style-type: none"> ① 集団行動 ② 安衛法総論 ③ 過去の災害事例
建設機械の知識	<ul style="list-style-type: none"> ① 建設機械総論
基本施工	<ul style="list-style-type: none"> ① 土工事実習（整地・運搬・積込・掘削）
応用施工	<ul style="list-style-type: none"> ① 法面施工 ② 掘削及び積込実習
安全な作業法	<ul style="list-style-type: none"> ① 車両系建設機械 （整地・運搬・積込・掘削等） ② ガス溶接 ③ ローラー運転 ④ 小型移動式クレーン ⑤ 建設機械運転実習、建設機械点検整備基本実習 ⑥ 変圧電気取扱 ⑦ フォークリフト

型枠 スキルアップ	概要： 型枠工事の施工法及び安全作業法についての技 能を修得させる。 人員：12名
安全衛生	<ul style="list-style-type: none"> ① 安衛法ポイント ② 集団行動 ③ 危険予知訓練
型枠について	<ul style="list-style-type: none"> ① 型枠工事施工法 ② 型枠の加工及び材料説明
型枠施工法	<ul style="list-style-type: none"> ① 型枠加工帳の説明 ② 加工帳の作成 ③ 材料の拾い出し
型枠工事実習	<ul style="list-style-type: none"> ① 墨出し ② 型枠の組立 ③ 型枠の加工 ④ 型枠の解体
安全な作業法	<ul style="list-style-type: none"> ① 小型移動式クレーン ② 玉掛け ③ 高所作業車 ④ 低圧電気取扱 ⑤ 足場の組立 ⑥ 酸素欠乏 ⑦ 携帯丸のこ盤作業 ⑧ フルハーネス

(参考2) 資格取得のための特別教育・技能講習の受講支援

技能講習資格一覧

1. 木材加工用機械作業主任者技能講習（安衛則別表第6）
2. プレス機械作業主任者技能講習（安衛則別表第6）
3. 地山の掘削及び土止め支保工作業主任者技能講習（安衛則別表第6）
4. ずい道等の掘削等作業主任者技能講習（安衛則別表第6）
5. 型枠支保工の組立て等作業主任者技能講習（安衛則別表第6）
6. 足場の組立て等作業主任者技能講習（安衛則別表第6）
7. 建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者技能講習（安衛則別表第6）
8. コンクリート橋架設等作業主任者技能講習（安衛則別表第6）
9. 船内荷役作業主任者技能講習（安衛則別表第6）
10. 石綿作業主任者技能講習（石綿障害予防規則第48条の2）
11. 小型移動式クレーン運転技能講習（つり上げ荷重1トン以上5トン未満のもの）（クレーン等安全規則第245条）
12. ガス溶接技能講習（安衛則別表第6）
13. フォークリフト運転技能講習（最大荷重1トン以上のもの）（安衛則別表第6）
14. ショベルローダー等運転技能講習（最大荷重1トン以上のもの）（安衛則別表第6）
15. 車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）運転技能講習（機体重量3トン以上のもの）（安衛則別表第6）
16. 車両系建設機械（基礎工事用）運転技能講習（機体重量3トン以上のもの）（安衛則別表第6）
17. 不整地運搬車運転技能講習（最大積載量1トン以上のもの）（安衛則別表第6）
18. 高所作業車運転技能講習（作業床の高さが10メートル以上のもの）（安衛則別表第6）
19. 玉掛け技能講習（つり上げ荷重等1トン以上のクレーン等に係るワイヤーの掛け外しなどの作業）（クレーン等安全規則第246条）

その他：23件の技能講習

特別教育資格一覧

1. 研削といしを取替え等の業務に係る特別教育（機械研削用といし）、自由研削用といしを取替え等の業務に係る特別教育（自由研削用といし）
2. 動力プレスの金型等の取付け、取外し又は調整の業務に係る特別教育
3. アーク溶接等の業務に係る特別教育
4. 電気取扱の業務に係る特別教育（高圧又は特別高圧）、低圧の充電回路の敷設等の業務に係る特別教育（低圧）
5. 低圧の電池を内蔵する自動車の整備の業務に係る特別教育（対地電圧50ボルト超）[5]
6. フォークリフトの運転の業務に係る特別教育（最大荷重1トン未満）
7. ショベルローダー等の運転の業務に係る特別教育（最大荷重1トン未満）
8. 不整地運搬車の運転の業務に係る特別教育（最大積載量1トン未満）
9. 揚貨装置の運転の業務に係る特別教育（制限荷重5トン未満）
10. 機械集材装置の運転の業務に係る特別教育
11. 伐木等の業務に係る特別教育（胸高直径70 cm以上の立ち木の伐木、胸高直径20 cm以上で、かつ重心が著しく偏している立ち木の伐木、つりきりその他特殊な方法による伐木又はかかり木でかかっている木の胸高直径が20 cm以上であるもの）
12. 伐木等の業務に係る特別教育（チェーンソーを用いて胸高直径70 cm未満の立ち木の伐木、かかり木でかかっている木の胸高直径が20 cm未満であるもの）
13. 小型車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）の運転の業務に係る特別教育（機体質量3トン未満）、小型車両系建設機械（基礎工事用）の運転の業務に係る特別教育（機体重量3トン未満）、小型車両系建設機械（解体用）の運転の業務に係る特別教育（機体重量3トン未満）
14. 基礎工事用建設機械の運転の業務に係る特別教育（非自走式のみ）
15. 車両系建設機械（基礎工事用）の作業装置の操作の業務に係る特別教育
16. ローラーの運転の業務に係る特別教育

その他：31件の特別教育